

下水道管路施設包括の維持管理業務委託

提案評価基準

令和 6 年 11 月

松戸市 建設部 下水道維持課

この提案評価基準は、松戸市（以下「市」という。）が実施する下水道管路施設包括的維持管理業務委託（以下「本業務」という。）を受託する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うにあたっての評価基準を定めたものであり、本業務に係るプロポーザル参加希望者（以下「参加者」という。）に交付するもので、別冊の以下の書類と一体をなすものである（これらの書類を総称して、以下「プロポーザル実施要領等」という。）。

- 1 公募型プロポーザル実施要領
- 2 要求水準書
- 3 様式集

参加者は、プロポーザル実施要領等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出すること。

目 次

1	審査方法	1
1.1	審査方式	1
1.2	受託者決定フロー	1
1.3	委員会の設置	2
2	審査内容	2
2.1	プロポーザル参加資格の確認	2
2.1.1	必要書類の確認	2
2.1.2	参加資格の確認	2
2.2	企画提案審査	2
2.2.1	審査	2
2.2.2	出席者及び説明者	2
2.2.3	提案内容審査	2
2.2.4	総合評価点の算出	2
2.2.5	最優秀提案者及び次点者の選定	2
2.3	契約の締結	3
3	総合評価点の算出方法	3
3.1	配点方針	3
3.2	企画提案書の審査項目等	4
3.3	評価点の算出方法	6

1 審査方法

1.1 審査方式

本業務は、事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、受託者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、企画提案による技術面等の非価格要素とともに提示された参考価格を総合的に評価する。

1.2 受託者決定フロー

受託者決定のフローは図1に示すとおりである。

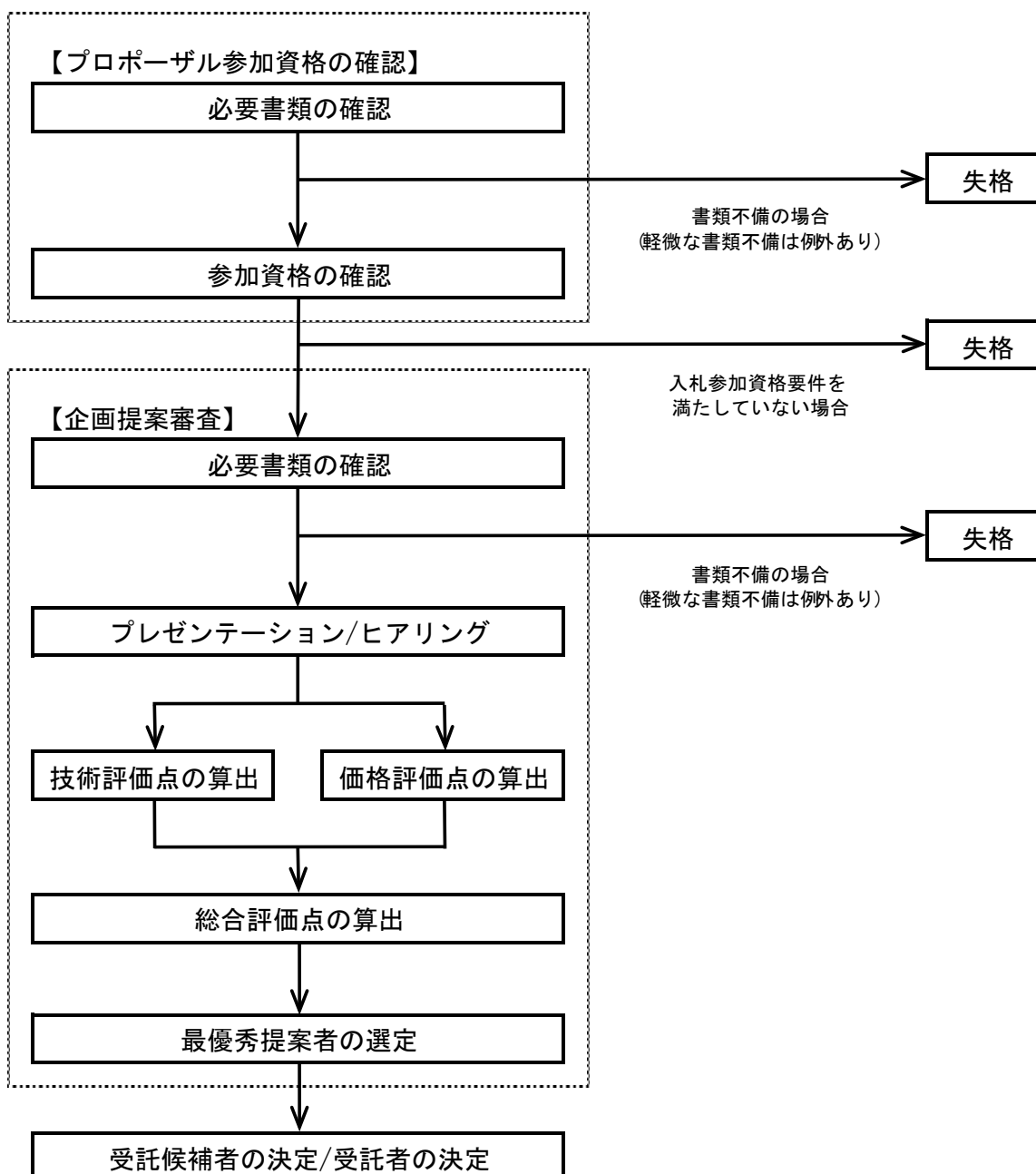


図1 受託者決定フロー

1.3 委員会の設置

市は、企画提案書等の審査を専門的知見に基づいて実施するため、「松戸市下水道管路施設包括的維持管理業務委託プロポーザル選考委員会」（以下、「委員会」という。）を設置している。委員会の委員は、松戸市下水道管路施設包括的維持管理業務委託プロポーザル選考委員会設置条例（令和３年９月２９日松戸市条例第２４号）により構成している。委員会は、提案評価基準に基づき企画提案書等の審査を行う。

なお、参加者が、最優秀提案者の選定前までに、本業務について委員会の委員に直接・間接を問わず接触した場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

2 審査内容

2.1 プロポーザル参加資格の確認

2.1.1 必要書類の確認

市は、参加者から提出された参加資格確認書類について、公募型プロポーザル実施要領にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りでない。

2.1.2 参加資格の確認

市は、参加者から提出された参加資格確認書類に基づき、参加者が公募型プロポーザル実施要領に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

2.2 企画提案審査

2.2.1 審査

市は、企画提案書の審査に当たって、提案内容の確認等のために、参加者に対してプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。

なお、参加者が多数ある場合は、事前審査を実施して５者程度をプレゼンテーション及びヒアリング対象者として選定する場合がある。

2.2.2 出席者及び説明者

出席者数並びに説明者数は７名程度とする。但し、質問に対する回答は配置予定統括責任者若しくは配置予定主任技術者が主体となって説明すること。なお、参加者である各企業若しくは共同企業体の構成員（代表企業を含む。）以外の者の出席は認めない。

2.2.3 提案内容審査

委員会は、企画提案書のうち技術的提案などの非価格要素の内容について審査し、「３ 総合評価点の算出方法」に基づき得点化（技術評価点の算出）を行う。

市は、参考価格について「３ 総合評価点の算出方法」に基づき得点化（価格評価点の算出）を行う。

2.2.4 総合評価点の算出

技術評価点及び価格評価点を合算し、総合評価点を算出する。

2.2.5 最優秀提案者及び次点者の選定

委員会は、評価値によって評価順位を決定するとともに、最も高い提案を優秀提案とし、当該提案を行った者を最優秀提案者として選定する。また、次に高い提案を行った者を次点者とする。

評価値＝各委員の総合評価点の和

なお、評価値が同点で最優秀提案者が２者以上となったときは、参考価格が低い提案を行った者を最優秀提案者として選定する。この場合において、参考価格が同額であるときは、

委員会に諮って最優秀提案者を選定する。また、次点者についても同様とする。
※技術評価点が 6 割に満たない者は失格とする。また、提案者が 1 者であった場合も技術評価点が 6 割以上であれば最優秀提案者とする。

2.3 契約の締結

市は、最優秀提案者と選定された者に見積を依頼するとともに本業務の契約交渉を行い、契約を締結する。但し、下記のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合、次点者と選定された者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 本基準 2.1.2 の要件を満たすことができなくなったとき
- (2) 契約交渉が成立しないとき又は最優秀提案者が本契約の締結を辞退したとき
- (3) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき

3 総合評価点の算出方法

3.1 配点方針

企画提案書で求める提案内容の評価について、非価格要素に関する技術評価点と価格要素に関する価格評価点の配点は、それぞれ 315 点及び 135 点を満点とし、技術評価点と価格評価点を加算して得られる合計点を総合評価点とする。

総合評価点＝技術評価点（315 点満点）＋価格評価点（135 点満点）

3.2 企画提案書の審査項目等

技術評価点及び価格評価点の算出に当たって、審査の評価項目及び評価の着眼点（判断基準）は、表１のとおりとする。

表１ 審査の評価項目及び評価の着眼点（判断基準）

評価対象	評価項目	評価の着眼点	配点
業務実施能力 50 点	地域精通度	・ 松戸市内での作業拠点、業務実績	20
	受託実績	・ 同種、類似業務の実績	20
	技術力の確認	・ 企業の技術者及び有資格者の数は十分か	10
業務提案内容 225 点	担当予定技術者の資格・経験	・ 必要な有資格者の配置計画が適切か	20
	企画提案概要	・ 業務実施の基本方針、事業者として最も重要と考える事項、創意工夫を発揮できる事項、特に配慮する事項、地域特性等基本的な考え方を踏まえ述べられているか ・ 計画的維持管理及び日常維持管理業務の基本的考え方が明確に述べられているか ・ 業務に関する認識が十分か	20
	業務実施体制	・ 業務を実施するために必要な組織体制と人員配置計画（平日、休日、夜間、緊急時の各体制）が適切に提案されているか。 ・ 従事する労働者の適正な労働条件の確保について、考えられているか ・ 再委託先等に関して、適切に記載されているか ・ 作業を担当する企業が保有する車両を、写真において確認できるか	20
	担当予定技術者の配置計画	・ 必要な有資格者の配置計画とその考え方が述べられているか ・ 従業者の教育訓練及び異動への対応についての考え方が述べられているか	20
	温暖化対策	・ 地球温暖化対策の意識を持ち、温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みがみられるか	10
	次期業務への引継ぎ計画	・ 本業務で培った維持管理情報を次期受託者に円滑に引継ぐための計画が適切か	10

評価対象	評価項目		評価の着眼点	配点
	各業務の要求事項に 対する考え方 及び具体的な業務 実施計画	業務全般	・効率的かつ確実な実施方法が具体的に述べられているか ・要求水準未達とならないための対策、未達の場合の対応は適切か ・各業務一体管理による利点を活かした有効な提案、欠点（課題）を克服する提案はあるか	15
		計画的維持管理業務	・効率的かつ効果的な巡視・点検、清掃、調査等の業務計画がされているか ・異常箇所の早期発見、修繕の実施計画がされているか ・維持管理の高度化に資するデータベース等の管理・分析能力があるか	20
		維持管理計画の見直し業務	・下水道事業の健全な経営を考慮した、効率的な維持管理計画の提案がされているか	20
		日常維持管理業務	・事故、住民情報等に対する迅速かつ円滑な対応が述べられているか ・維持管理の高度化に資するデータベース等の管理・分析能力があるか	20
	75点			
	危機管理・安全対策の提案		・異常時・緊急時における人員配備計画及び緊急連絡体制が効果的か ・現場からの支援要請に対する組織的なバックアップ体制は十分か ・水量異常時の対応、停電時の対応、重故障時の対応方針等が適切か ・災害時、緊急時における資機材等の確保計画がされているか	15
	地域貢献に関する提案		・地域の人材、企業などの各種地元資源の活用や地域貢献に関する提案が具体的に述べられているか	20
	追加提案		・業務の目的を達成するために、積極的な意見、提案がなされているか ・健全で安定的な下水道施設の提供に資する技術提案がされているか	15

評価対象	評価項目	評価の着眼点	配点
プレゼンテーション・ヒアリング 40 点	技術者の専門技術力	・実績として挙げた業務の担当分野に中心的、主体的に参画したことが伺えるか ・管路施設管理や計画策定等に関する専門知識が十分か	20
	取組み姿勢 コミュニケーション力	・本市下水道施設の現状の認識や本業務の目的、条件、内容等の理解が十分か ・提案説明や質問に対する応答は、適正になされているか	20
コスト 135 点	参考価格の妥当性	・配点 × (最低参考価格 ÷ 参考価格)	135
合 計			450

3.3 評価点の算出方法

表 2 に示す 5 段階評価による得点化方法により審査項目別に得点を算出し、その合計を評価点とする。なお、審査項目別の得点は、小数点以下第 2 位まで求める。

表 2 評価点の得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
A	当該審査項目について、優れていると認められる。	配点 × 1
B	当該審査項目について、やや優れていると認められる。	配点 × 3/4
C	当該審査項目について、普通である。	配点 × 2/4
D	当該審査項目について、やや劣ると認められる。	配点 × 1/4
E	当該審査項目について、劣ると認められる。	配点 × 0

ただし、審査項目のうち「参考価格」は、以下により得点化する。

- (1) 参考価格に記載された価格が、契約上限価格以下の範囲内の者のうち、最低の者に、配点の満点である 135 点を価格評価点として付与する。
- (2) 上記(1)以外の参加者の得点は、下記の式により(1)の最低参考価格との比率をもって小数点以下第 3 位を四捨五入し小数点以下第 2 位まで求める。

$$\text{価格評価点} = \text{配点 (135 点)} \times (\text{最低参考価格} \div \text{当該参加者の参考価格})$$

(算出例)

A グループ：参考価格 0.9 億円（最低参考価格）

$$\Rightarrow \text{価格評価点} = 135.00 \text{ 点}$$

B グループ：参考価格 1.1 億円

$$\Rightarrow \text{価格評価点} = 135 \text{ 点} \times (0.9 \text{ 億円} \div 1.1 \text{ 億円}) = 110.45 \text{ 点}$$